（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｐ1287171
金額　1,559,620円
支払期日　平成24年11月20日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社三井住友銀行上前津支店
振出日　平成24年７月20日
振出地　名古屋市
振出人　アツタ起業株式会社　代表取締役　中根　由雄
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第４０号
埼玉県八潮市大字伊草441番地３
申立人　株式会社電路
代表者代表取締役　鈴木　利昌
申立人代理人弁護士　小倉　正昭
権利を争う旨の申述の終期　平成25年２月１日
平成25年２月４日　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＺＧ25997
金額　516,641円
支払期日　平成24年９月５日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行名古屋営業部
振出日　平成24年５月７日
振出地　岐阜市
振出人　大日本土木株式会社　代表取締役社長　加藤　祥倶
受取人　株式会社アイ．テックストラクチャー
第一裏書人　株式会社アイ．テックストラクチャー　代表取締役　佐野　芳雄
第一被裏書人　白地
第二裏書人　株式会社アイ．テック　取締役経理部長　伏見　好史
第二被裏書人　白地
第三裏書人　豊和エンジニアリング株式会社　代表取締役　安達　陽宇
第三被裏書人　白地
第四裏書人　有限会社新日本電設　代表取締役　土屋　勝紀
第四被裏書人　白地
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第７１号
東京都墨田区東向島６丁目12番３号
申立人　株式会社ビーエム・マーク
代表者代表取締役　伊藤　恒夫
権利を争う旨の申述の終期　平成25年２月４日
平成25年２月５日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＳＷ201298
金額　247,555円
支払期日　平成25年１月20日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行美章園支店
振出日　平成24年９月15日
振出地　大阪市中央区
振出人　株式会社エムファースト　代表取締役　伊藤　雅彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第７３号
神戸市中央区布引町２丁目２番25号
申立人　河野医科器械株式会社
代表者代表取締役　河野　和行
権利を争う旨の申述の終期　平成25年２月４日
平成25年２月５日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＢＳ223639
金額　3,000,000円
支払期日　平成24年12月31日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行新大阪支店
振出日　平成24年９月28日
振出地　大阪府吹田市
振出人　グリーンホスピタルサプライ株式会社　代表取締役　古川　國久
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＢＳ223640
金額　484,530円
⑵の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑴の手形の記載に同じ

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、適法な権利の届出をする者がなかったので前記の権利は失権する。

平成２４年（へ）第２号
千葉県香取市岩部1006番地
申立人　平山　泰幸
権利の届出の終期　平成25年１月25日
平成25年２月１日　佐原簡易裁判所
（別紙）　目　録
１　不動産の表示
所在　香取市岩部字大関
地番　1800番２
地目　山林
地積　4894平方メートル
２　登記受付年月日・受付番号
⑴　千葉地方法務局香取支局
昭和56年９月14日第9980号
⑵　千葉地方法務局香取支局
昭和59年11月22日第12254号
⑶　千葉地方法務局香取支局
昭和61年４月24日第4134号
３　登記をした権利の内容
⑴　登記の目的　地上権設定
原因　昭和56年９月５日設定
目的　木造建物所有
存続期間　20年
地代　１平方メートル１年100円
地上権者　香取郡栗源町岩部875番地22
株式会社仲沢石産興業
⑵　登記の目的　１番地上権移転
原因　昭和59年10月８日売買
地上権者　茨城県稲敷郡江戸崎町時崎119番地
日建グリーン株式会社
⑶　登記の目的　１番地上権移転
原因　昭和61年４月20日売買
地上権者　茨城県稲敷郡江戸崎町大字月出里字小山787番地１
株式会社新晃

平成２４年（へ）第３号
千葉県香取市岩部1006番地
申立人　平山　泰幸
権利の届出の終期　平成25年１月25日
平成25年２月１日　佐原簡易裁判所
（別紙）　目　録
１　不動産の表示
所在　香取市岩部字大関
地番　1800番２
地目　山林
地積　4894平方メートル
２　登記受付年月日・受付番号
⑴　千葉地方法務局香取支局
昭和56年９月14日第9981号
⑵　千葉地方法務局香取支局
昭和59年11月22日第12255号
⑶　千葉地方法務局香取支局
昭和61年４月24日第4135号
３　登記をした権利の内容
⑴　登記の目的　採石権設定
原因　昭和56年９月５日設定
存続期間　20年
採石権者　香取郡栗源町岩部875番地22
株式会社仲沢石産興業
⑵　登記の目的　２番採石権移転
原因　昭和59年10月８日売買
採石権者　茨城県稲敷郡江戸崎町時崎119番地
日建グリーン株式会社
⑶　登記の目的　２番採石権移転
原因　昭和61年４月20日売買
採石権者　茨城県稲敷郡江戸崎町大字月出里字小山787番地１
株式会社新晃

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第６９号
千葉市中央区蘇我町２丁目652番地の７
債務者　有限会社佐秀建設
代表者代表取締役　佐生　秀夫
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野口　泰三
４　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前10時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係